

○地方公務員法第 38 条に基づく営利企業等への従事許可の取扱いについて
(令和元年 10 月 15 日岩警第 1060 号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしのことについて、下記のとおり定め、令和元年11月1日から施行するので、誤りのないようにされたい。

記

第 1 営利企業等への従事許可

1 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年岩手県人事委員会規則第7号）第2条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、営利企業等への従事許可を受けなければならない。

- (1) 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、参与、委員、評議員又はこれらに準ずる職を兼ねる場合
- (2) 自ら営利企業を営む場合
- (3) 報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合

2 前項第2号の自ら営利企業を営む場合（以下「自営」という。）とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。

なお、名義が他人であっても、職員本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合には、これに該当する。

3 前項の場合における次の各号に掲げる事業の経営が、当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当たるものとして取り扱うものとする。

- (1) 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等
大規模に経営され客観的に営利を主目的とすると判断される場合
- (2) 不動産又は駐車場の賃貸
次のいずれかに該当する場合
ア 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
 - (イ) 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
 - (ウ) 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
 - (エ) 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。
 - (オ) 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。イ 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

(イ) 駐車台数が10台以上であること。

ウ 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円以上である場合

エ ア又はイに掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

(3) 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。）の販売

販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合

第2 許可手続等

1 職員は、岩手県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令（平成12年岩手県警察本部訓令第2号）第10条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、所属長にあっては警務部長に、その他の職員にあっては所属長に対して速やかに提出しなければならない。

(1) 営利企業等に従事するため許可を受けようとする場合

営利企業等従事許可申請書（様式第1号）

(2) 許可を受けた事業等に関し、申請した事項に変更が生じる場合

営利企業等従事変更届（様式第2号）

(3) 許可を受けた事業等に関し、当該許可に係る理由が消滅した場合

営利企業等離職（廃止）届（様式第3号）

2 許可の基準

許可を与えることのできる場合は、次の各号のいずれかに該当しない場合に限る。

(1) 勤務時間その他の事由により、職務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(2) その営利企業等が、職員の職及び勤務する機関と密接な関係にあって、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(3) その営利企業等が、事業又は事務の性質上従事することが適当でないと認められる場合

(4) その他全体の奉仕者としての職員にとって適当でないと認められる場合

3 許可の取消

許可を与えた後において、事業等の変更その他の事由により、上記許可の基準各号のいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消さなければならない。

第3 営利企業等への従事許可簿の備付け

1 営利企業等従事許可申請書及び営利企業等従事変更届（以下「申請書等」という。）は、簿冊として備え付け、当該許可に係る営利企業等離職（廃止）届の提出がなされるまで保管するものとする。

2 所属長は、許可を与えた職員に所属を異にする異動があったときは、当該職員の申請書等を、遅滞なく異動先の所属長に送付するものとする。

営利企業等従事許可申請書

年 月 日 提出

殿	所 属	
	職・氏名	
従事しようとする私企業等の種類・名称・所在地		
就こうとする職名・地位		
就こうとする職務の内容		
本人が就任しなければならない理由		
報酬の有無（有れば、その額）		
従 事 期 間		
そ の 他 参 考 事 項		

処 理 欄
<input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可 （不許可の理由） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 勤務時間その他の事由により、職務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 <input type="checkbox"/> その営利企業等が、職員の職及び勤務する機関と密接な関係にあつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 <input type="checkbox"/> その営利企業等が、事業又は事務の性質上従事することが適当でないと認められる。 <input type="checkbox"/> その他全体の奉仕者としての職員にとって適当でないと認められる。

営利企業等従事変更届

年 月 日 提出

殿		所 属	
		職・氏名	
確 認 欄	従事しようとする私企業等の 種 類 ・ 名 称 ・ 所 在 地		
	就こうとする職名・地位		
	就こうとする職務の内容		
	報酬の有無（有れば、その額）		
	従 事 期 間		
変更年月日	年 月 日		
変更理由			

備考 確認欄は、変更のある事項のみ記載すること。

処 理 欄
<input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可 （不許可の理由） <input type="checkbox"/> 勤務時間その他の事由により、職務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 <input type="checkbox"/> その営利企業等が、職員の職及び勤務する機関と密接な関係にあつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 <input type="checkbox"/> その営利企業等が、事業又は事務の性質上従事することが適当でないと認められる。 <input type="checkbox"/> その他全体の奉仕者としての職員にとって適当でないと認められる。

営利企業等離職（廃止）届

年 月 日 提出

殿	所 属	
	職・氏名	
離 職 （ 廃 止 ） 年 月 日		
離 職 （ 廃 止 ） の 理 由		
そ の 他 参 考 事 項		